

# 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)

## 1 住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

1-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあっては、住戸。以下1において同じ。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。
- (4) 防露性能の確保、換気量の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

1-2 住宅の外壁、窓等に関して1-1の(1)から(3)までに掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、1-3及び1-4によるものとし、1-1の(4)に掲げる事項に係る措置を実施するにあたっては、1-5から1-9までに留意するものとする。

### 1-3 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷等の基準

住宅が、次の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準又は(2)に定める熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準のいずれかに適合するようにするものとする。

#### (1) 地域の区分に応じた年間暖冷房負荷の基準

イ 住宅の年間暖冷房負荷が、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第1に掲げる地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
年間暖冷房負荷の基準値（単位 1年間 1平方メートルにつきメガジュール）	390	390	460	460	350	290

ロ イの年間暖冷房負荷は、次の(イ)から(ホ)までに掲げる条件に従って求めた1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計（単位 メガジュール）を、住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して算出すること。

- (イ) 暖房及び冷房は、断熱構造（断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置を講じた構造をいう。以下同じ。）とする部分に囲まれたすべての空間において行うものとする。
- (ロ) 暖房は、暖房期間（1年間のうちで日平均外気温が15℃以下となるすべての期間をいう。以下同じ。）において、室温18℃以上に設定して行うものとする。
- (ハ) 冷房は、冷房期間（1年間のうちで暖房期間以外の期間をいう。）において、室温27℃以下、相対湿度60%以下に設定して行うものとする。
- (ニ) 外気温（日平均外気温を含む。）については、5年間以上の気象データの平均を使用すること。
- (ホ) 暖房負荷の計算においては次の①に掲げる熱を、冷房負荷の計算においては次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

#### ① 顕熱

- (i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱
- (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱（全床から一様に常時一定量発熱するものとして計算する場合には、1時間1平方メートルにつき16.7キロジュールとすることができる。）
- (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

#### ② 潜熱

(i) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱

(ii) 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱（全床から一様に常時一定量発熱するものとして計算する場合には、1時間1平方メートルにつき4.2キロジュールとすることができる。）

ハ 暖房度日（日平均外気温が18℃を下回る日について、室温18℃と当該日平均外気温との差を、暖房期間にわたって合計した値をいう。）が4,500度・日を超える地域においては、イに定める年間暖冷房負荷の基準値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$$L_s = 0.09 \times D - 15$$

この式において、 $L_s$ 及び $D$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_s$  年間暖冷房負荷の基準値（単位 1年間1平方メートルにつきメガジュール）

$D$  暖房度日（単位 度・日）

(2) 地域の区分に応じた熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準

イ 地域の区分に応じた熱損失係数の基準

(イ) 住宅の熱損失係数が、別表第1に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第1に掲げる地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
熱損失係数の基準値（単位 1平方メートル1度につきワット）	1.6	1.9	2.4	2.7		3.7

(ロ) (イ)の熱損失係数は、次の式により算出すること。

$$Q = (\sum A_i K_i H_i + \sum (L_{Fi} K_{Li} H_i + A_{Fi} K_{Fi})) + 0.35 n B) / S$$

この式において、 $Q$ 、 $A_i$ 、 $K_i$ 、 $H_i$ 、 $L_{Fi}$ 、 $K_{Li}$ 、 $A_{Fi}$ 、 $K_{Fi}$ 、 $n$ 、 $B$ 及び $S$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q$  熱損失係数（単位 1平方メートル1度につきワット）

$A_i$  外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏（以下「外気等」という。）に接する第 $i$ 部位（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆った床又は床裏が外気に通じない床（以下「土間床等」という。）を除く。）の面積（単位 平方メートル）

$K_i$  第 $i$ 部位の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量等を勘案して算出するものとする。ただし、熱橋により貫流する熱量は断熱補強（熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。）の方法に応じて適切に算出するものとする。）

$H_i$  第 $i$ 部位又は第 $i$ 土間床等の外周の接する外気等の区分に応じて次の表に掲げる係数

外気	外気に通じる小屋裏又は天井裏	外気に通じる床裏
1.0	1.0	0.7

$L_{Fi}$  第 $i$ 土間床等の外周の長さ（単位 メートル）

$K_{Li}$  第 $i$ 土間床等の外周の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。）

$A_{Fi}$  第 $i$ 土間床等の中央部（外周より1メートル以内の部分を除いた部分をいう。以下同じ。）の面積（単位 平方メートル）

$K_{Fi}$  第 $i$ 土間床等の中央部の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル

ル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出するものとする。)

n 換気回数 (0.5以上であって1-4の(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値とする。ただし、熱回収装置の使用により暖房エネルギー消費量の削減が明らかに可能な場合にあつては、熱回収装置の使用に伴う空気搬送動力の増分を勘案した上で、適切に低減させることができるものとする。)(単位 1時間につき回)

B 住宅の気積 (単位 立方メートル)

S 住宅の床面積の合計 (単位 平方メートル)

(ハ) 小規模な住宅 (一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅にあつては床面積100平方メートル以下、共同住宅にあつては床面積60平方メートル以下のものをいう。) については、(イ)に定める熱損失係数の基準値を、次の式により算出される数値とすることができる。

$$Q_{ss} = (1 + 0.005(A_s - S)) Q_s$$

この式において、 $Q_{ss}$ 、 $A_s$ 、 $S$ 及び $Q_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{ss}$  小規模な住宅について適用される熱損失係数の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)

$A_s$  基準床面積 (一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅にあつては100、共同住宅にあつては60) (単位 平方メートル)

$S$  住宅の床面積の合計 (単位 平方メートル)

$Q_s$  (イ)に定める熱損失係数の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)

(ニ) 冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅 (別表第1のVI地域におけるものを除く。) については、(イ)に定める熱損失係数の基準値を次の式により算出される数値とすることができる。

$$Q_{ps} = Q_s + m \cdot \sum (f_i \cdot \tau_i \cdot A_{gi}) \cdot P_{sp} / S - R_o$$

この式において、 $Q_{ps}$ 、 $Q_s$ 、 $m$ 、 $f_i$ 、 $\tau_i$ 、 $A_{gi}$ 、 $P_{sp}$ 、 $S$ 及び $R_o$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{ps}$  冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅について適用される熱損失係数の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)

$Q_s$  (イ)に定める熱損失係数の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)

m 居室床面積1平方メートル当たりの蓄熱部位の熱容量に応じて次の表に掲げる日射の有効利用率

居室床面積1平方メートル当たりの蓄熱部位の熱容量 (単位 1度につきキロジュール)		日射の有効利用率
床	床以外	
100以上	200以上	0.75
	200未満	0.70
50以上100未満	100以上	0.70
	100未満	0.60
10以上50未満	100以上	0.60
	100未満	0.50
10未満		0.50

1 「蓄熱部位」とは、蓄熱に有効な熱容量を有する部位をいう。  
2 「居室床面積1平方メートル当たりの蓄熱部位の熱容量」とは、蓄熱部位の熱容量の合計を、居室の床面積の合計で除したものをいう。

$f_i$  真南から東西30°の方位における外気に接する第i開口部の日除けによる補正係数

$\tau_i$  第 i 開口部のガラスの透過率

$A_{gi}$  第 i 開口部のガラス部分の面積 (単位 平方メートル)

$P_{SP}$  別表第 2 に掲げる地域の区分に応じて次の表に掲げるパッシブ地域係数 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)

別表第 2 に掲げる地域の区分	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
パッシブ地域係数	2.3	4.8	7.3	9.8	12.3

S 住宅の床面積の合計 (単位 平方メートル)

R. 別表第 1 及び別表第 2 に掲げる地域の区分に応じて次の表に掲げる標準的な住宅の日射利用効果補正值 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)

別表第 1 に掲げる地域の区分	別表第 2 に掲げる地域の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
I	0.047	0.099			
II	0.047	0.099	0.151		
III	0.054	0.113	0.171	0.230	
IV	0.054	0.113	0.171	0.230	0.288
V			0.171	0.230	0.288

ロ 地域の区分に応じた夏期日射取得係数の基準

(イ) 住宅の夏期日射取得係数が、別表第 1 に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第 1 に掲げる地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
夏期日射取得係数の基準値	0.08		0.07			0.06

(ロ) (イ)の夏期日射取得係数は、次の式により算出すること。

$$\mu = (\sum (\sum A_{ij} \eta_{ij}) v_j + \sum A_{ri} \eta_{ri}) / S$$

この式において、 $\mu$ 、 $A_{ij}$ 、 $\eta_{ij}$ 、 $v_j$ 、 $A_{ri}$ 、 $\eta_{ri}$ 及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\mu$  夏期日射取得係数

$A_{ij}$  第 j 方位における外気に接する第 i 壁 (壁に設けられた開口部を含む。以下同じ。) の面積 (単位 平方メートル)

$\eta_{ij}$  第 j 方位における第 i 壁の夏期日射侵入率 (入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。以下同じ。)

$v_j$  第 j 方位及び別表第 1 に掲げる地域の区分に応じて次の表に掲げる係数

第 j 方位	別表第 1 に掲げる地域の区分					
	I	II	III	IV	V	VI
東・西	0.47	0.46	0.45	0.45	0.44	0.43
南	0.47	0.44	0.41	0.39	0.36	0.34
南東・南西	0.50	0.48	0.46	0.45	0.43	0.42
北	0.27	0.27	0.25	0.24	0.23	0.20
北東・北西	0.36	0.36	0.35	0.34	0.34	0.32

$A_{ri}$  第 i 屋根 (屋根に設けられた開口部を含む。以下同じ。) の水平投影面積 (単位 平方メートル)

$\eta_{ri}$  第 i 屋根又は当該屋根の直下の天井 (天井に設けられた開口部を含む。) の夏期日射侵入率

S 住宅の床面積の合計 (単位 平方メートル)

#### 1-4 地域の区分に応じた相当隙間面積の基準

(1) 住宅の相当隙間面積を、別表第 1 に掲げる地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下と

なるようにするものとする。

別表第1に掲げる地域の区分	I	II	III	IV	V	VI
相当隙間面積の基準値（単位 1平方メートルにつき平方センチメートル）	2.0		5.0			

(2) (1)の相当隙間面積は、次の式により算出するものとする。

$$C=0.7V/S$$

この式において、C、V及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C 相当隙間面積（単位 1平方メートルにつき平方センチメートル）

V 住宅の内外の圧力差が9.8パスカル（1mmAq）の時の隙間（換気口、換気ダクトその他室内外を直接連絡し、壁体内部への室内空気の侵入の原因とならない通気経路を除く。）を通過する風量（単位 1時間につき立方メートル）

S 住宅の床面積の合計（単位 平方メートル）

(3) 1-3の(1)に定める年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅又は1-3の(2)のイの(ニ)に定める熱損失係数の基準に適合する住宅の相当隙間面積については、(1)に定める相当隙間面積の基準値を、1-3の(2)のイの(ロ)で算出される熱損失係数に応じ、次の表に掲げる数値とすることができる。

熱損失係数（単位 1平方メートル1度につきワット）	1.9以下	1.9より大きく 3.7以下	3.7より大きい
相当隙間面積の基準値（単位 1平方メートルにつき平方センチメートル）	2.0	5.0	/

#### 1-5 防露性能の確保

次の(1)及び(2)に留意し、住宅の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

##### (1) 表面結露の防止

住宅全体としては1-3の(1)のイに定める暖冷房負荷の基準又は1-3の(2)のイに定める熱損失係数の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を作らないこと。

##### (2) 内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入と排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。

#### 1-6 換気量の確保

換気回数を住宅全体で1時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことのできる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局所的な換気をいう。）のための計画をいう。）を策定するものとする。

#### 1-7 暖房機器等による室内空気汚染の防止

住宅に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

#### 1-8 暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保

住宅に暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。

#### 1-9 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

- 1-10 特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。
  - (1) 熱の損失が増大しないよう採用した室の配置等の維持保全をすること。
  - (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、これらの断熱性の維持保全をすること。
  - (3) 窓からの日射の制御の状態の点検等により、日射による熱負荷の低減措置の維持保全をすること。
  - (4) 防露性能の確保、換気量の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

## 2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

- 2-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下2において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
  - (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定すること。
  - (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定すること。
  - (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。
  - (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。
- 2-2 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
  - (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して採用した空気調和設備のシステムの維持保全をすること。
  - (2) 風道、配管等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した熱搬送設備の維持保全をすること。
  - (3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の維持保全をすること。
  - (4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

## 3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

- 3-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備であって、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下3において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
  - (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を策定すること。
  - (2) 適切な機械換気設備の制御方式を採用すること。
  - (3) 必要な換気量に応じた適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用すること。
- 3-2 住宅に設ける機械換気設備に関して3-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は3-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の住宅に設ける機械換気設備に関しては、3-3によるほか3-4によることができる。
- 3-3 住宅に設ける機械換気設備が1年間に消費するエネルギー量（以下「換気消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右

欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとするほか、換気消費エネルギー量及び仮想換気消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 換気消費エネルギー量は、次のイからハに掲げる機器によって1年間に消費される電力量を合計したものである。

イ 給気機

ロ 排気機

ハ その他換気設備の種類に応じて必要となる機器

(2) 仮想換気消費エネルギー量は、次の式によって計算したものであること。

$$E = Q \times T \times 3.676 \times 10^{-4}$$

この式において、E、Q及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 仮想換気消費エネルギー量（単位 キロワット時）

Q 計画換気量（単位 1時間につき立方メートル）

T 年間運転時間（単位 時間）

3-4 3-2のただし書に掲げる機械換気設備のうちエネルギーの使用上主要なもので空気調和を行わない室に設けるものに関しては、次の各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

項目	措置状況	点数
制御方法	濃度制御を駐車場の全てに対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室（空気調和を行わない室に限る。以下この表において同じ。）の数の2/3以上に対して採用	40
	濃度制御を駐車場の合計面積の1/2以上に対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室の数の1/3以上に対して採用	20
	上記に掲げるもの以外	0
高効率低圧三相かご形誘導電動機を採用している割合	電動機の2/3以上	40
	電動機の1/3以上2/3未満	20
	電動機の1/3未満	0
給気機及び排気機による換気	駐車場の合計面積の1/2以下に対して採用又は機械換気設備を設ける室のすべてに対して不採用	10
	上記に掲げるもの以外	0
1 「濃度制御」とは、一酸化炭素又は二酸化炭素の濃度による制御の方法をいう。 2 「駐車場」とは、駐車のための施設の用途に供する室をいう。 3 「高効率低圧三相かご形誘導電動機」とは、日本工業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する高効率低圧三相かご形誘導電動機をいう。		

3-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 風道等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した空気搬送設備の維持保全をすること。

(2) 送風機等の作動状況の点検等により、採用した機械換気設備の制御方式の維持保全をすること。

(3) 機器の点検、清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を維持する

こと。

#### 4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

4-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下4において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 照明効率の高い照明器具を採用すること。
- (2) 適切な照明設備の制御方法を採用すること。
- (3) 保守管理に配慮した設置方法とすること。
- (4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げの選定等を適切に行うこと。

4-2 住宅に設ける照明設備に関して4-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、4-3によるものとする。

4-3 住宅に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量（以下「照明消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等の実況によるものとするほか、照明消費エネルギー量及び仮想照明消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 照明消費エネルギー量は、次の式によって照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御の方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分のことをいう。以下4において同じ。）について計算した照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = W_T \times A \times T \times F / 1,000$$

この式において、 $E_T$ 、 $W_T$ 、 $A$ 、 $T$ 及び $F$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  各照明区画の照明消費電力量（単位 キロワット時）

$W_T$  各照明区画の照明消費電力（単位 1平方メートルにつきワット）

$A$  各照明区画の床面積（単位 平方メートル）

$T$  各照明区画の年間照明点灯時間（単位 時間）

$F$  照明設備の制御の方法に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

制御の方法	係数
タイムスケジュール制御	0.70
人感センサーによる検知制御（ON・OFF制御）	0.80
人感センサーによる検知制御（調光制御）	0.85
適正照度制御（初期照度補正）	0.90
明るさ感知による自動点滅制御	
昼光利用照明制御	
その他	1.00

(2) 仮想照明消費エネルギー量は、次の式によって各照明区画について計算した仮想照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_s = W_s \times A \times T \times Q / 1,000$$

この式において、 $E_s$ 、 $W_s$ 、 $A$ 、 $T$ 及び $Q$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_s$  各照明区画の仮想照明消費電力量（単位 キロワット時）

$W_s$  各照明区画の標準照明消費電力（単位 1平方メートルにつきワット）



- A 各照明区画の床面積（単位 平方メートル）  
 T 各照明区画の年間照明点灯時間（単位 時間）  
 Q 照明設備の種類に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

照 明 設 備 の 種 類	係 数
まぶしさを制御するための反射板形状の工夫、ルーバー・透光性カバーの採用など、特別の措置が講じられている照明設備	1.3
その他	1.0

4-4 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 照明器具の点検、清掃等により、採用した照明器具の照明効率を維持すること。
- (2) 照明設備の作動状況の点検等により、採用した照明設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。
- (4) 照明設備の配置、照度、室等の形状、内装仕上げ等の維持保全をすること。

## 5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

5-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下5において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定すること。
- (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用すること。
- (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

5-2 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した配管設備の維持保全をすること。
- (2) 熱源機器、ポンプ等の作動状況の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

## 6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

6-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下6において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 適切な昇降機の制御方式を採用すること。
- (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用すること。
- (3) 必要な輸送能力に応じた適切な設置計画を採用すること。

6-2 住宅に設ける昇降機のうちエレベーターに関して6-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、6-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の共同住宅の共用部分に設ける昇降機のうちエレベーターに関しては、6-3によるほか6-4によることができる。

6-3 住宅に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量（以下「エレベーター消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。

る。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあつては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとするほか、エレベーター消費エネルギー量及び仮想エレベーター消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) エレベーター消費エネルギー量は、次の式によって各エレベーターについて計算したエレベーター消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = L \times V \times F_T \times T / 860$$

この式において、 $E_T$ 、 $L$ 、 $V$ 、 $F_T$ 及び $T$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  エレベーター消費電力量（単位 キロワット時）

$L$  積載質量（単位 キログラム）

$V$  定格速度（単位 1分間につきメートル）

$F_T$  速度制御方式に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

速度制御方式	係数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）	1/45
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）	1/40
静止レオナード方式	1/35
ワードレオナード方式	1/30
交流帰還制御方式	1/20

$T$  年間運転時間（単位 時間）

(2) 仮想エレベーター消費エネルギー量は、各エレベーターについて計算した仮想エレベーター消費電力量に輸送能力係数を乗じて得た数値を合計したものとすること。この場合において、仮想エレベーター消費電力量及び輸送能力係数は、次のイ及びロに定めるところによるものとする。

イ 仮想エレベーター消費電力量は、次の式によって計算したものとすること。

$$E_s = L \times V \times F_s \times T / 860$$

この式において、 $E_s$ 、 $L$ 、 $V$ 、 $F_s$ 及び $T$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_s$  仮想エレベーター消費電力量（単位 キロワット時）

$L$  積載質量（単位 キログラム）

$V$  定格速度（単位 1分間につきメートル）

$F_s$  速度制御方式による係数（1/40）

$T$  年間運転時間（単位 時間）

ロ 輸送能力係数は、次の式によって計算したものとすること。ただし、当該住宅の階数が6以下又は床面積の合計が5,000平方メートル以下の場合には平均運転間隔（単位 秒）を70で除した数値（平均運転間隔が70秒以上の場合においては、1）と、当該住宅の階数が4以上かつ15以下でエレベーターの台数が1台の場合又は当該住宅の階数が16以上でエレベーターの台数が2台以下の場合には1とすることができる。

$$M = A_1 / A_2$$

この式において、 $M$ 、 $A_1$ 及び $A_2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$M$  輸送能力係数

$A_1$  当該住宅の標準輸送能力（0.05）

$A_2$  5分間輸送可能人数をエレベーター利用人口で除した計画輸送能力

6-4 6-2のただし書に掲げるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の(1)及び(2)に掲げる評価点の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

(1) エレベーターの制御方式に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。

措置状況	点数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）を1台以上採用	40
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）を1台以上採用	20
上記に掲げるもの以外	0

(2) エレベーターの設置台数に関する評価点は、当該住宅の階数が4以上かつ15以下でエレベーターの設置台数が1台の場合又は当該住宅の階数が16以上でエレベーターの設置台数が2台以下の場合には10、その他の場合は0とする。

6-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 昇降機の作動状況の点検等により、採用した昇降機の制御方式の維持保全をすること。

(2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動方式のエネルギーの利用効率を維持すること。

### 別表第1

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県
1	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
2	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）、 山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村 栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）、 群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）、 新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町

山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）
長野県	長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
3	次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。
青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
岩手県	宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村
茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
東京都	奥多摩町
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）、
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、芦川村、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）  
岡山県 津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）  
広島県 府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土理町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町  
徳島県 三好市（旧東祖谷山村に限る。）  
高知県 いの町（旧本川村に限る。）

4 次の市町村には、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町  
栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町  
新潟県 新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村  
長野県 清内路村、大鹿村  
宮崎県 都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町  
鹿児島県 大口市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、菱刈町、湧水町

5 次の市町村には、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市（旧波崎町に限る。）  
千葉県 銚子市  
東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村  
静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）  
三重県 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町  
和歌山県 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町  
山口県 下関市（旧下関市に限る。）  
徳島県 牟岐町、美波町、海陽町  
愛媛県 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町  
高知県 高知市（旧高知市に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、春野町、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）  
福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区

長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
備考	この表に掲げる区域は、平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第2

地域の区分	都道府県名（沖縄県は対象外）
(い)	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県
(ろ)	岩手県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
(は)	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
(に)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県
(ほ)	静岡県、高知県、宮崎県、鹿児島県
1	次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、(い) 地域に区分されるものとする。 岩手県 八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、西和賀町 福島県 喜多方市（旧喜多方市、旧塩川町を除く。）、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町（旧会津高田町に限る。） 富山県 氷見市 島根県 飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）
2	次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、(ろ) 地域に区分されるものとする。 北海道 札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市（旧留辺蘂町を除く。）、網走市、苫小牧市、根室市、千歳市、登別市、恵庭市、北斗市（旧大野町に限る。）、七飯町、鹿部町、森町、長沼町、美幌町、津別町、大空町、小清水町、訓子府町、置戸町、遠軽町（旧遠軽町に限る。）、上湧別町、湧別町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、日高町（旧門別町に限る。）、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町 青森県 八戸市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、七戸町（旧七戸町に限る。）、六戸町、東北町（旧上北町に限る。）、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 宮城県 登米市（旧登米町、旧豊里町、旧米山町、旧津山町を除く。）、栗原市、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町に限る。）、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町 山形県 山形市、上山市、天童市、東根市、山辺町、中山町

- 福島県 福島市、会津若松市、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市を除く。）、喜多方市（旧喜多方市、旧塩川町に限る。）、二本松市（旧岩代町を除く。）、伊達市（旧伊達町、旧月舘町に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、飯野町、大玉村、本宮町、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、会津美里町（旧会津高田町を除く。）、西郷村、矢吹町、飯舘村
- 栃木県 日光市（旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須町
- 群馬県 嬭恋村、草津町、片品村、みなかみ町（旧月夜野町を除く。）、
- 新潟県 糸魚川市（旧能生町を除く。）、妙高市、上越市（旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。）、湯沢町、津南町
- 石川県 金沢市、加賀市（旧山中町に限る。）、かほく市、白山市（旧松任市、旧白峰村に限る。）、野々市町、津幡町、内灘町
- 長野県 長野市、松本市（旧奈川村、旧安曇村に限る。）、須坂市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市（旧楢川村に限る。）、安曇野市（旧穂高町・旧堀金村に限る。）、清内路村、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、栄村
- 岐阜県 中津川市（旧長野県木曾郡山口村に限る。）、
- 愛知県 豊田市（旧稲武町に限る。）、
- 兵庫県 豊岡市、養父市、丹波市（旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る。）、朝来市、宍粟市、多可町（旧加美町に限る。）、神河町、香美町、新温泉町
- 和歌山県 田辺市（旧龍神村に限る。）、紀美野町（旧美里町に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町、有田川町（旧清水町に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）、
- 岡山県 津山市（旧津山市を除く。）、新見市、真庭市、美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村に限る。）、新庄村、鏡野町、奈義町、西栗倉村
- 山口県 萩市、長門市、阿武町、阿東町
- 徳島県 三好市（旧三野町、旧山城町を除く。）、
- 愛媛県 大洲市（旧河辺村に限る。）、久万高原町、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町
- 3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、（は）地域に区分されるものとする。
- 岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市（旧大船渡市に限る。）、久慈市（旧久慈市に限る。）、陸前高田市、山田町、田野畑村、普代村、野田村
- 茨城県 石岡市、常陸太田市（旧水府村、旧里美村に限る。）、常陸大宮市（旧山方町、旧美和村に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市（旧真壁町に限る。）、大子町
- 栃木県 日光市（旧栗山村、旧藤原町を除く。）、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上河内町、塩谷町、那珂川町
- 群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、沼田市、渋川市（旧赤城村、旧子持村、旧小野上村に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町（旧中里村に限る。）、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町に限る。）、
- 埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町、神川町（旧神泉村に限る。）、
- 山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧高根町、旧長坂町、旧大泉村に限る。）、芦川村、市川三郷町（旧三

珠町に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町(旧上九一色村、旧足和田村に限る。)

岐阜県 大垣市(旧上石津町に限る。)、多治見市、関市(旧洞戸村、旧板取村を除く。)、中津川市(旧中津川市、旧虹川村に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市(旧串原村、旧上矢作町を除く。)、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市(旧美山町を除く。)、本巣市(旧本巣町に限る。)、郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、海津市(旧南濃町に限る。)、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町(旧揖斐川町、旧谷汲村、旧春日村に限る。)、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

静岡県 小山町

愛知県 春日井市、豊田市(旧豊田市、旧稲武町を除く。)、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村

三重県 津市(旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る。)、松坂市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町

京都府 京都市(旧京都市に限る。)、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、山城町、木津町、加茂町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

滋賀県 大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市(旧水口町に限る。)、野洲市、湖南市、東近江市(旧愛東町、旧湖東町を除く。)、安土町、竜王町、愛荘町(旧愛知川町に限る。)、多賀町

奈良県 奈良市(旧奈良市に限る。)、五條市(旧五條市に限る。)、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、曽爾村、御杖村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

和歌山県 海南市(旧海南市に限る。)、橋本市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、紀美野町(旧野上町に限る。)、岩出町、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、九度山町、有田川町(旧金屋町に限る。)、日高川町(旧中津村に限る。)

広島県 広島市(旧広島市に限る。)、竹原市、三原市、尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町を除く。)、福山市、府中市(旧府中市に限る。)、大竹市、東広島市(旧黒瀬町を除く。)、廿日市市(旧廿日市市、旧大野町に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧向原町に限る。)、府中町

徳島県 吉野川市(旧鴨島町を除く。)、阿波市(旧市場町、旧阿波町に限る。)、美馬市、三好市(旧三野町、旧山城町に限る。)、つるぎ町、東みよし町

香川県 高松市(旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る。)、丸亀市(旧綾歌町に限る。)、観音寺市、三豊市(旧三野町、旧詫間町、旧仁尾町を除く。)、綾川町、琴平町、まんのう町

高知県 本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧伊野町を除く。)、仁淀川町、越知町、禰原町、津野町(旧東津野村に限る。)

熊本県 八代市(旧泉村に限る。)、菊池市(旧旭志村に限る。)、阿蘇市、美里町(旧砥用町に限る。)、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村

大分県 中津市(旧中津市を除く。)、日田市、竹田市(旧久住町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市を除く。)、由布市(旧狭間町を除く。)、九重町、玖珠町

宮崎県 五ヶ瀬町

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(に)地域に区分されるものとする。

岐阜県 岐阜市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市(



	旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市(旧南濃町を除く。)、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町
静岡県	浜松市(旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧引佐町に限る。)、富士宮市、御殿場市、裾野市、芝川町、川根町、川根本町、春野町
大阪府	大阪市、堺市、高石市、田尻町
兵庫県	神戸市、姫路市(旧家島町に限る。)、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町
岡山県	岡山市(旧御津町を除く。)、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市(旧総社市を除く。)、浅口市、早島町、里庄町
広島県	呉市、尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町に限る。)、廿日市市(旧宮島町に限る。)、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町
山口県	防府市、下松市、岩国市(旧岩国市、旧由宇町に限る。)、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市(旧津島町に限る。)、上島町、松前町、伊方町(旧三崎町に限る。)、愛南町
高知県	高知市(旧高知市を除く。)、四万十市(旧西土佐村に限る。)、香美市、北川村、馬路村、いの町(旧伊野町に限る。)、中土佐町(旧大野見村に限る。)、佐川町、日高村、津野町(旧葉山村に限る。)、四万十町
福岡県	大牟田市、久留米市(旧城島町、旧三潞町に限る。)、柳川市、筑後市、大川市、大木町、瀬高町、山川町、高田町
佐賀県	佐賀市(旧佐賀市、旧諸富町に限る。)、小城市(旧芦刈町に限る。)、神埼市(旧千代田町に限る。)、川副町、東与賀町、久保田町、太良町
長崎県	長崎市、佐世保市(旧佐世保市に限る。)、島原市、諫早市(旧多良見町、旧小長井町に限る。)、対馬市、西海市(旧西彼町を除く。)、雲仙市(旧国見町、旧瑞穂町、旧南串山町に限る。)、南島原市(旧有家町、旧布津町、旧深江町を除く。)、長与町、時津町
宮崎県	えびの市、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町(旧南郷村に限る。)、高千穂町、日之影町
鹿児島県	阿久根市、出水市、大口市、薩摩川内市、日置市(旧伊集院町を除く。)、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(旧坊津町を除く。)、川辺町、さつま町、長島町、菱刈町、加治木町、始良町、蒲生町、湧水町
5	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(ほ)地域に区分されるものとする。
東京都	八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、三浦市、葉山町
愛知県	豊橋市、田原市
三重県	伊勢市(旧伊勢市、旧二見町に限る。)、尾鷲市、鳥羽市、熊野市(旧熊野市に限る。)、志摩市、大紀町(旧大宮町を除く。)、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
和歌山県	新宮市(旧新宮市に限る。)、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、串本町
徳島県	阿南市(旧阿南市に限る。)、那賀町(旧鷲敷町、旧相生町に限る。)、牟岐町、美波町、海陽町
大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考 この表に掲げる区域は、平成18年4月1日における行政区画によって表示されたものと

する。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

### 別表第3

重油	1 リットルにつき41,000キロジュール
灯油	1 リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	1 キログラムにつき50,000キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき1.36キロジュール
電気	1 キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者より22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の消費電力については1キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）